

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙を行う件
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における開票事務を選挙会の事務に併せて行う件
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を定めた件
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十四条第一項及び第百十三条第一項第五号の規定に基づきいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

平成二十一年九月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 選挙の期日 平成二十一年九月十三日
- 二 選挙すべき議員の数 二人

福島県選挙管理委員会告示第七十五号

平成二十一年九月十三日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十一年九月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

選挙長

いわき市金山町南台三十六番地 田子 庄也

選挙長の職務を代理すべき者

いわき市常磐白鳥町壱丁田七番地の二十一 高橋 克江

福島県選挙管理委員会告示第七十六号

平成二十一年九月十三日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の職務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

平成二十一年九月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

選挙長の職務を取り扱う場所

いわき市平字堂根町四番地の八

立候補の届出を受理する場所

いわき市平字梅本十五番地

福島県いわき合同庁舎四階大会議室

福島県選挙管理委員会告示第七十七号

平成二十一年九月十三日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。

平成二十一年九月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 届出の種類

- 1 選挙事務所の設置及び異動の届出
- 2 出納責任者の選任及び異動の届出
- 3 報酬の支給を受けることができる者の届出

二 届出を受理する場所

いわき市平字堂根町四番地の八
いわき市役所東分庁舎一階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第七十八号

平成二十一年九月十三日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における開票事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成二十一年九月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

福島県選挙管理委員会告示第七十九号

平成二十一年九月十三日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。

平成二十一年九月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 場所 いわき市平字下荒川南作百番地

いわき市立総合体育館

二 日時 平成二十一年九月十三日午後九時

福島県選挙管理委員会告示第八十号

平成二十一年九月十三日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条第一項第三号の規定による選挙運動に關する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十一年九月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

制限額 六、二六〇、六〇〇円

福島県選挙管理委員会告示第八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十一年九月二日現在において、次のとおりである。

平成二十一年九月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、三一二
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三四四、二六四
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	選挙区
伊達郡	福島市
安達郡	会津若松市
岩瀬郡	郡山市
南会津郡	いわき市
耶麻郡	白河市
河沼郡	原町市
大沼郡	須賀川市
西白河郡	喜多方市
東白川郡	相馬市
石川郡	二本松市
田村郡	
双葉郡	
相馬郡	